

研究活動上の不正行為に関する通報窓口

茨城女子短期大学では、研究活動上の不正行為を防止するために、「茨城女子短期大学における研究活動の不正行為の防止及び対応に関する規定」を制定するとともに、不正行為に関する通報を受け付ける窓口を次の通り設置します。

【通報窓口】

茨城女子短期大学 教学課

住 所 〒311-0114 茨城県那珂市東木倉 960-2

電 話 029-298-0596

F A X 029-295-4868

電子メール iwjc-course @taisei.ac.jp

【受付時間】

9：00～16：00（土日、祝日、短大休業日を除く）

【通報方法】

書面、電話、FAX、電子メール、面談等により通報窓口に通報願います。

【通報事務処理のフローチャート】

教学課 → 事務局長（通報窓口責任者）→ 学長（最高管理責任者）

【留意事項】

- (1) 通報された情報は、必要な調査を行うためだけに使用し、それ以外の目的に使用したり、公開したりすることはありません。また、通報者は、通報をしたことを理由に、不利益な取り扱いを受けることはありません。
- (2) 通報された情報に関し、より詳細な情報や調査への協力を求める場合があります。
- (3) 調査の結果、悪意（被通報者や被通報者の所属する機関に対して損害や不利益を与えようとする意思）に基づく通報を行ったことが判明した場合は、通報者の氏名・所属等の公表、刑事告発等法的措置を講じることがあります。